

## 奨学寄附金交付金取扱規程

平成25年3月31日制定  
改正 平成26年5月28日決裁

### (趣旨)

第1条 この規程は、岐阜市立大学奨学寄附金取扱要綱（平成25年3月28日決裁。以下「取扱要綱」という。）に基づき交付される奨学寄附金交付金（以下「交付金」という。）の適正な執行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (執行の原則)

第2条 交付金により教育研究を担当する者（以下「研究担当者」という。）は、交付金をその原資となる寄附の趣旨に沿った教育研究に充てることとする。

### (交付金の配分)

第3条 学長は、交付金の交付を受けたときは、奨学寄附金の目的の範囲に応じ交付金を配分し、奨学寄附金交付金配分通知書（様式第1号）により研究担当者に通知をする。

### (奨学寄附金管理費)

第4条 奨学寄附金の10%に相当する額は、奨学寄附金管理費に充てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学寄附金管理費を徴収しないことができる。

- (1) 公益法人、独立行政法人、株式会社その他の法人への公募により獲得した助成金であって、当該助成金の交付申請を行った者から奨学寄附金管理費の免除の申出があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、学長が特別の事情があると認めたとき。

### (支出の範囲)

第5条 交付金で支出できる経費は、奨学寄附金の寄附目的の範囲内において別に定める。

### (交付金の執行管理及び監査)

第6条 総務管理課長は、交付金受払簿により、交付金の執行状況を管理するものとする。

### (その他)

第7条 この規程の実施に際し、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

岐阜市立女子短期大学奨学寄附金受入れ事務取扱規程（平成元年6月23日制定）は平成25年3月31日付で廃止する。

### 附 則

この規程は、平成26年5月28日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

教授

様

学長

## 奨学寄附金交付金配分通知書

年 月 日付け岐阜市 第 号 で承認済みの下記奨学寄附金交付金が交付されましたので、奨学寄附金交付金取扱規程第3条の規定によりお知らせします。

記

- 1 寄附者名
- 2 交付配分額
- 3 備考(記入例) (奨学寄附金のうち  
5%を施設管理経費に(岐阜市に留め置き)  
10%を奨学寄附金管理費に充当します。)